

奈良県育児休業取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、少子化対策の推進及び県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、育児休業期間中の従業員に対して雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の4第1項に規定する育児休業給付金（以下「育児休業給付金」という。）に上乗せして賃金等を支給する事業者に対し、当該賃金等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「事業者」とは、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。
- 2 この要綱において「対象従業員」とは、県内の事務所又は事業所に勤務している従業員であって、育児休業給付金を受給しているものをいう。
- 3 この要綱において「賃金等」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず事業者が対象従業員の経済的支援を目的として支払った金銭（労働の対価として支払われる金銭、出産祝い金その他の個人的又は臨時的に支払われる金銭及び共済等が支給する手当を除く。）をいう。

(補助対象事業者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
- (1) 対象従業員が育児休業を開始した日から起算して育児休業給付金の支給に係る休業日数が180日に達した日の翌日以降で、かつ、育児休業給付金が支給される期間において、育児休業給付金に上乗せして賃金等を支給していること。
- (2) 前号の規定による上乗せした賃金等の支給について、労働協約又は就業規則、給与規程、労働契約等で定めていること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降で、かつ、育児休業給付金が支給される期間において、対象従業員に対して育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等	補助対象経費の10/10。ただし、育児休業開始時の賃金日額に雇用保険法第61条の4第4項に規定する支給日数を乗じた額の17%を上限（1円未満切り捨て）とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、対象従業員の育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降で、かつ、育児休業給付金が支給される期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象従業員に対して育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等を支給した日から4月以内かつ対象従業員に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の13第3項の規定による育児休業給付金を支給する旨の通知を対象従業員が受けた日(同施行規則第101条の15において準用する第101条の8に規定する支給申請手続の代理を事業主が行った場合を含む)から1年以内に、奈良県育児休業取得促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類(写し可)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 育児休業給付金支給申請における育児休業給付金支給決定通知書
- (2) 当該対象従業員が県内事業所の従業員であることが確認できる書類(労働条件通知書、労働者名簿等)
- (3) 労働協約又は就業規則(育児休業中の賃金等の上乗せ支給に係る規定が労働協約又は就業規則とは別に定められている場合は、当該規定が確認できるもの)
- (4) 対象従業員に補助対象期間中の賃金等の上乗せ支給を行ったことが確認できる書類(賃金台帳等)
- (5) 補助対象期間の出勤状況が確認できる書類(出勤簿、タイムカード等)

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に奈良県育児休業取得促進事業補助金取下げ申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、遅滞なく奈良県育児休業取得促進事業補助金請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条に規定する奈良県育児休業取得促進事業補助金請求書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第13条 補助対象事業者は、補助金に係る書類を整理し、補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。